

建国記念の日

2月11日は、建国記念の日です。

国民の祝日に関する法律第2条では、建国記念の日の趣旨について、「建国をしのび、国を愛する心を養う。」と規定されています。

それでは、この日が何故「建国記念の日」なのでしょう。

この日はかつて、紀元節でした。紀元節というのは、初代天皇である神武天皇が即位した日として、1872年（明治5年）に制定されたものです。

我が国の正式な歴史書である正史「日本書紀」の中に、神武天皇が「辛酉年の春正月の庚辰朔（西暦に置き直すと紀元前660年2月11日）」に橿原宮にて即位し、この年を以て天皇の元年とする旨の記述があります。しかし、この紀元節は、敗戦後の1948年（昭和23年）一旦廃止されることになりました。

その後、昭和26年頃から紀元節復活に向けた動きが見られるようになり、自民党から議員立法として「建国記念日」制定に関する法案が提出されますが、これに対して社会党は、「神武天皇即位の年月は、科学的に根拠が薄弱であること」や「建国記念日」の制定が保守政党の反動的行為であるなどとして厳しく批判しています。

その後、様々な議論の末、名称を「建国記念の日」として「建国されたという事象そのものを記念する日」とも解釈できるようにすると共に、具体的な日付の決定に当たっては各界の有識者から組織される審議会に諮問するなどの修正を行った結果、1966年（昭和41年）6月25日、「建国記念の日」を定める祝日法改正案が成立します。そして、「建国記念の日」をいつにするかについては、学識経験者等からなる「建国記念日審議会」で約半年間審議されますが、結局、紀元節であった2月11日の他に適当な日が無く、1966年（昭和41年）12月にその日を「建国記念の日」とする旨の答申が行われ、今日に至っています。

以上が、「建国記念の日」を巡る経緯ですが、これを見ても分かるように、「建国記念の日」は「建国記念日」ではありませんので、我が国には国民がみんなで祝うべき「建国記念日」は無いことになり、これは実に不自然なことではないかと思えます。

アメリカであれ中国であれ、如何なる国においても建国の歴史があり、建国の日を記念した記念日が置かれています。例えば、アメリカは7月4日が独立記念日ですし、中国は、毛沢東が中華人民共和国の建国を宣言した10月1日を国慶節としています。

また、お隣の韓国は、太平洋戦争の終結によって日本の植民地から解放された8月15日を光復節としていますが、これとは別に開天節も祝日としています。この日は、4340年以上も前に檀君が韓半島に初めて国を建てた日だそうなので、これに比べると、日本の皇紀2700年というのは可愛いものです。

神武天皇が実在したかどうかを科学的に立証することは困難でしょう。何しろ文字のない時代の話なのですから。

建国の時期をどの位遡ることができるかということについては、考古学の研究成果として、奈良県の三輪山の麓にある纏向遺跡（まきむくいせき）には3世紀前後に造られた前方後円墳があり、これがヤマト王権の成立を示しているといわれていますから、少なくとも1800年前には統治機構が成立していたと思われる。勿論、巨大な国家的プロジェクトを実施できるほどの強力な統治機構が突然でき上がるとは考えにくく、統治機構の成立は2000年前後まで遡ると考えるのが妥当ではないでしょうか。

古事記や日本書紀は神話だとして、歴史の議論から遠ざけてしまう人がいますが、文字がない故に神話という形を取って受け継がれ、語り継がれてきたものだと思います。その中には、事実と考えられないものが含まれていますが、同時に、日本という国の成り立ちについて大切なことが伝えられています。特に、我が国では、神武天皇以降連綿として天皇制が維持され、今上天皇は実に125代の天皇とされていますが、天皇（天皇制）という一つの制度が、これ程長期にわたって平和裏に維持されている国は他にはありません。だからこそ、日本は、世界の中で最も古い国といわれているのです。

日本という国が世界最古の歴史を持つ国であり、その長い歴史の中で、先人達がどのような思いで国づくりをしてきたのか、国としての自立を高め、富ますために如何に取り組んできたのかといったことについて、次代を担う子ども達に伝えていくことは教育の大事な仕事の一つです。

「建国記念の日」を、単なるお休みの日にしてはいけません。

（塾頭 吉田 洋一）